

我が国からの水産物・水産加工品の輸出に必要な手続き(国・地域別一覧表)(令和7年7月22日現在)

- 「農林水産物及び食品の輸出に関する法律」に基づき、衛生証明書の発行や施設認定の手続等を定めている国・地域及び水産物輸出額上位国について記載しています。 [その他国・地域における東京電力福島第一原発事故関係の規制については、こちらを御覧ください。](#)
- 輸出先国・地域から下表以外にも手続を求められる場合がありますので、輸出先国・地域の政府に事前に必要な手続を確認頂きますようお願いいたします。
- [特定のマグロ類等\(クロマグロ、メバチ、メカジキ、ミナミマグロ\)及びメロを輸出する際には、漁獲証明書の添付が必要です。こちらを御覧ください。](#)

国・地域	原発事故に係る規制関係		衛生関係				その他
	規制内容	証明書 発行機関	加工・保管施設 等における対応	施設認定等 申請先	衛生 証明書	証明書 発行機関	
＜東アジア＞							
中国 (活を除く)	・10都県(宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野):輸入停止 ・その他道府県:政府による放射性物質検査証明書※及び産地証明書 ※輸出の都度、①輸出ロットごとのセシウム134、セシウム137、ヨウ素131の放射性物質検査証明書、及び②輸入再開後初回の輸出までに施設ごとのストロンチウム90、トリチウムの検査報告書のコピーの添付が必要	【放射性物質検査証明及び産地証明】 地方農政局等及び一部の道県 ※放射性物質検査は登録検査機関又は都道府県の検査機関	要 (施設認定)	都道府県等(衛生部局)、地方厚生局	要 (食品衛生)	都道府県等(衛生部局)、地方厚生局	サケ類は、漁獲証明書が必要 (水産庁・北海道)
中国 (活)			要 (施設認定)	規制対策グループ	要 (食品衛生及び動物衛生)	水産庁及び一部の道府県	
韓国	・8県(青森、宮城、岩手、福島、茨城、栃木、群馬、千葉):輸入停止 ・8都道府県(北海道、東京、神奈川、愛知、三重、愛媛、熊本、鹿児島):政府による放射性物質検査証明書 ・その他府県:産地証明書	【放射性物質検査証明及び産地証明】 地方農政局等及び一部の道県 ※放射性物質検査は指定の検査機関	要 (施設認定) ※冷凍魚類の頭部及び内臓のみ	地方厚生局	要 ※動物衛生(活の二枚貝・マダイ・ブリその他韓国の指定する水産動物、冷蔵冷凍のエビ類・カキ類・アワビ類) ※食品衛生(冷凍魚類の頭部及び内臓)	【動物衛生】 都道府県水産試験場 【食品衛生】 地方厚生局	—
台湾	・5県(福島、茨城、栃木、群馬、千葉):放射性物質検査報告書、産地証明書 -台湾にて全ロット検査 ・その他都道府県:産地証明書 -台湾にて水際検査結果等に応じて検査頻度を調整	【放射性物質検査報告】 指定の検査機関 【産地証明】 地方農政局等、一部の県及び一部の商工会議所	—	—	要 (食品衛生) ※貝類	【活貝類】 水産庁、都道府県(水産部局) 【活以外】 地方農政局等又は 規制対策グループ	一部の活水産動物は、動物衛生証明書が必要(消安局)
香港	・10都県(宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野):輸入禁止	—	—	—	要 (食品衛生) ※モクズガニ	一部の商工会議所、漁業協同組合	—
マカオ	・福島県:輸入停止 ・9都県(宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野):申告書	【放射性物質輸入規制に関する申告書】 一部の商工会議所	—	—	—	—	—

マカオ政府が公表した情報によると、2023年8月24日以降、10都県産(福島、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、長野、新潟)の水産及び水産製品等の輸入を禁止しています。

国・地域	原発事故に係る規制関係		衛生関係				その他
	規制内容	証明書 発行機関	加工・保管施設 等における対応	施設認定等 申請先	衛生 証明書	証明書 発行機関	
＜東南アジア＞							
ベトナム (活を除く)	—	—	要 (施設認定) ※ベトナムで消費 される水産物のみ	都道府県 (水産部局)	要 (食品衛生)	地方農政局等 又は 規制対策グループ	
ベトナム (活)			—	—	要 (動物衛生)	都道府県 水産試験場	
シンガ ポール	—	—	要 (施設認定) ※フグ	都道府県等 (衛生部局)	要 (食品衛生) ※フグ、活カキ	【フグ】 都道府県等 (衛生部局) 【活カキ】 一部の県 (水産部局)	・活カキは、 北海道、宮城、三重、 広島、福岡、大分産の み輸出可 ・冷凍カキ、冷凍カニ 肉等は、 衛生証明書 (県(衛生部局)発行 又は商工会議所のサ イン証明等)が必要
マレーシア	—	—	—	—	要 (食品衛生) ※エビ、カニ	地方農政局等 又は 規制対策グループ	—
インドネ シア	—	—	要 (施設認定)	地方農政局等	要 (食品衛生及び 動物衛生)	地方農政局等 又は 規制対策グループ	

国・地域	原発事故に係る規制関係		衛生関係				その他
	規制内容	証明書 発行機関	加工・保管施設 等における対応	施設認定等 申請先	衛生 証明書	証明書 発行機関	
フィリピン	—	—	—	—	要	水産庁 （暫定）	—
タイ	—	—	農林水産省から GMP証明書を発行 する場合は必要 （施設認定）	地方農政局等 又は 規制対策グループ	—	—	輸出申告書、輸出許可書、商工会議所発行の原産地証明書等いずれか1枚が必要 （調製品除く） 販売目的で輸出する者は、保健省告示第 420 号に定めるGMP証明書（ISO22000、FSC22000、食品衛生法に基づく営業許可証、農林水産省が発行するGMP証明書等）が必要
＜欧州＞							
EU	—	—	要 （HACCPに基づく 衛生管理） （EU・HACCP施設 認定）	農林水産省 輸出・国際局 又は 都道府県等（衛生部局）、 地方厚生局	要 （食品衛生及び 動物衛生）	【農林水産省 認定施設】 地方農政局等 又は 規制対策グループ 【厚生労働省 認定施設】 都 道府県等 （衛生部局）	・ 漁獲証明書 又は 加工証明書 が必要。 （水産庁） ※養殖水産物等一部の品目は除く。 ・加工施設に至る段階（漁船、養殖場、市場等）の認定も必要
ロシア	—	—	要 （施設認定）	日本食品検査	要 （食品衛生及び 動物衛生）	日本食品検査	—
ロシア政府は、予防措置として2023年10 月16日からの日本からの魚介類の輸入に対する中国の一時的制限措置に参加しています。							
ウクライナ	—	—	要 （施設認定）	日本食品検査	要 （食品衛生及び 動物衛生）	日本食品検査	—

国・地域	原発事故に係る規制関係		衛生関係				その他
	規制内容	証明書 発行機関	加工・保管施設 等における対応	施設認定等 申請先	衛生 証明書	証明書 発行機関	
＜北米・中南米＞							
アメリカ 合衆国	—	—	要 (HACCPに基づく 衛生管理) (施設認定)	都道府県等 (衛生部局) 地方厚生局、 日本食品認定 機構	—	—	・エビ製品は証明書 が必要(水産庁) ・非加熱の二枚貝 (ホタテ貝柱を除く) は輸出不可
カナダ	—	—	—	—	要 (動物衛生) ※内臓を除去した魚類 頭部を除去したエビ類 むき身・ハーフシェル にした二枚貝を除く	都道府県 (水産部局)	—
メキシコ	—	—	—	—	要 (食品衛生)	地方農政局等 又は 規制対策グループ	—
ブラジル	—	—	要 (HACCPに基づく 衛生管理) (施設認定)	地方厚生局	要 (食品衛生及び 動物衛生 2種類の証明書 が必要)	【食品衛生証明】 地方厚生局 【動物衛生証明】 水産庁、都道府 県(水産部局)	・ブラジル側へ ラベル登録が必要
ペルー	—	—	要 (施設認定)	日本食品認定 機構	要 (食品衛生)	日本食品認定機 構	
＜南アジア＞							
インド	—	—	要 (施設認定)	地方農政局等	要 (食品衛生)	地方農政局等 又は 規制対策グループ	—

国・地域	原発事故に係る規制関係		衛生関係				その他
	規制内容	証明書 発行機関	加工・保管施設 等における対応	施設認定等 申請先	衛生 証明書	証明書 発行機関	
＜中東＞							
イスラエル	—	—	要 (HACCPに基づく 衛生管理) (EU・HACCP施設 認定)	農林水産省 輸出・国際局 又は <u>都道府県等 (衛生部局)、 地方厚生局</u>	要 (食品衛生)	規制対策グループ	—
カタール	—	—	—	—	要 (食品衛生)	地方農政局等 又は 規制対策グループ	—
サウジア ラビア	—	—	要 (施設認定)	<u>日本食品認定 機構</u>	要 (食品衛生)	<u>日本食品認定 機構</u>	—
トルコ	—	—	要 (HACCPに基づく 衛生管理) (EU・HACCP施設 認定)	農林水産省 輸出・国際局 又は <u>都道府県等 (衛生部局)、 地方厚生局</u>	要 (食品衛生)	規制対策グループ	—
ヨルダン	—	—	—	—	要 (食品衛生)	地方農政局等 又は 規制対策グループ	—

国・地域	原発事故に係る規制関係		衛生関係				その他
	規制内容	証明書 発行機関	加工・保管施設 等における対応	施設認定等 申請先	衛生 証明書	証明書 発行機関	
＜アフリカ＞							
ナイジェ リア	—	—	要 (施設認定)	地方農政局等	要 (食品衛生)	地方農政局等 又は 規制対策グループ	—
＜大洋州＞							
オースト ラリア	—	—	要 (施設認定)	日本食品検査	要 (動物衛生) ※魚類 (サケ科(非加 熱)及びアユは 輸出不可)	日本食品検査	食用・飼料用いず れも要証明書 ※カキは、都道府県 を示す原産地証明書 が必要 (地方農政局等発行)
ニュージー ランド (水産物全般)	—	—	要 (食品衛生)	地方農政局等 又は 規制対策グループ	要 (食品衛生)	地方農政局等 又は 規制対策グループ	※ホタテガイの貝 柱のみ及びその加 工品は、衛生証明 書の添付は必要と しない。
ニュージー ランド (二枚貝)			要 (HACCPに基づ く衛生管理) (EU・HACCP施 設認定)	農林水産省 輸出・国際局 又は 都道府県等 (衛生部局)、 地方厚生局	要 (食品衛生及 び 動物衛生)	【農林水産省 認定施設】 地方農政局等 又は 規制対策グループ 【厚生労働省 認定施設】 都道府県等 (衛生部局)	